

## 公 告

物品調達制限付一般競争入札を次のとおり行う。

令和6年5月13日

静岡市公営企業管理者 大 石 貴 生

### 1 入札に付する事項

- (1) 入札番号 第B S - 669号
- (2) 件名 特A重油（清水地区用）令和6年6月分
- (3) 予定数量 約3,000～16,000ℓ（増減する可能性あり。）
- (4) 納入期間 令和6年6月1日から令和6年6月30日まで
- (5) 納入場所 静岡市清水区横砂408番地の15  
清水北部浄化センターほか8か所
- (6) その他 入札は1リットル当たりの単価で行うものとする。

### 2 担当部局

〒420-8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号 静岡市財政局財政部契約課

電話番号054-221-1347

F A X 番号054-221-1593

### 3 入札保証金

免除する。

### 4 契約保証金

免除する。

### 5 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格について、資格者として認定され、16-1石油製品を営業種目としている者で、静岡市内に本社、本店又は営業所等を有していること。
- (3) 当該物品調達に係る営業に関し、必要とする許可、認可等を得ていること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

## 6 この入札の対象者

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加することはできない。

- (1) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるもの

- (2) 入札説明書交付申請日から入札執行日まで静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間がある者

- (3) 次のアからエまでに掲げるものは、それぞれその組合員又は構成員と同一の入札に参加することはできない。

ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会

ウ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

エ 法人以外の共同受注を行う団体

## 7 入札説明書の交付等

- (1) 本件入札への参加を希望する者は、次に掲げるところにより入札説明書の交付を受けるものとする。なお、期限までに入札説明書の交付を受けない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することはできない。

- (2) 入札説明書の交付は、公告をした日から令和6年5月21日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで契約課において行う。（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

- (3) 入札説明書の交付をファクシミリにより申請する場合は、7（2）の期間内に2に提出すること。

## 8 入札心得書を示す場所

2 担当部局において示す。

## 9 入札執行の日時及び場所

### (1) 入札執行日時

令和6年5月23日 午後1時30分

### (2) 入札執行場所

静岡市役所静岡庁舎新館10階入札室

## 10 入札方法等

(1) 入札に参加する際は、入札心得を遵守すること。

(2) 入札書及び委任状はA4判とすること。

(3) 入札書は、本人又はその代理人が直接提出すること。なお、代理人が入札する場合は入札前に委任状を提出すること。

(4) 入札書には、見積もった契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額(免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするため用いる計算上算出された金額)を記入すること。なお、決定金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。ただし、単価契約の場合は端数の切り捨ては行わない。)とする。

(5) 入札執行回数は2回を限度とする。

## 11 入札の無効

この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得に示した条件その他の入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 12 その他

(1) 9の(1)の入札日時を延期する場合は、9の(1)の入札日時に参集した者を対象として延期後の入札を実施する。

(2) 落札決定から契約締結までに、暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるものであることが判明した場合には当該落札決定を取り消し、契約を締結しない。